

平成 24 年 5 月 8 日

各保健福祉事務所長 様

薬務課長

郵便等販売の取扱いについて

このことについて、平成 24 年 4 月 26 日付けで厚生労働省医薬食品局総務課から別添のとおり事務連絡がありましたので、貴管下の関係業者に対する周知をお願いします。

なお、関係団体へは通知済みです。

(要旨)

東京高裁において、一般用医薬品のインターネット販売業者が、第 1 類・第 2 類医薬品の通信販売を行う権利の確認等を求めた裁判について、国側一部敗訴の判決が言い渡されたが、本判決が確定するまでの間、郵便等販売に係る薬事法令上の取り扱いは、判決前の取り扱いと同様であること。

※通知済み関係団体

(社)神奈川県薬剤師会

(社)神奈川県医薬品登録販売者協会

一般社団法人神奈川県登録販売者協会

神奈川県医薬品卸業協会

問い合わせ先  
薬事指導グループ 阿部  
電話 045-210-1111 内線 4970  
045-210-)





事務連絡  
平成24年4月26日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区  
衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

郵便等販売の取扱いについて

本日、東京高裁において、一般用医薬品のインターネット販売業者が、第1類・第2類医薬品の通信販売を行う権利の確認等を求めた裁判（平成22年（行コ）第168号医薬品ネット販売の権利確認等請求控訴事件）について、国側一部敗訴の判決が言い渡されました。

この判決を受けた今後の対応については、判決内容を十分検討するとともに、関係省庁と協議した上で決定したいと考えています。

一方、現時点において、この判決は確定しておりませんので、業務の遂行に当たっては、下記の事項にご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 郵便等販売の取り扱いについて

本判決が確定するまでの間、郵便等販売に係る薬事法令上の取り扱いは、判決前の取り扱いと同様であること。

2 その他

本判決の上告受理申立ての期限は、平成24年5月10日とされており、国の対応の内容については、別途、連絡する予定であること。



# 医薬品インターネット販売訴訟の東京高裁判決について

## 概要

- 平成21年5月25日に、原告「ケンコーコム株式会社」等が、改正薬事法と改正薬事法施行規則の施行日である平成21年6月1日以降も、第1類・第2類医薬品のインターネット販売を行う権利の確認等を求め、国を相手に提訴した事件。
- 平成22年3月30日に、東京地裁から判決言渡しがあり、国が全面勝訴。
- 平成22年4月13日に、原告らが控訴。
- 平成24年4月26日に、東京高裁から判決言渡しがあり、国が一部敗訴。

## 判決の要旨

- 改正薬事法には、一般用医薬品のインターネット販売を直接禁止・制限する規定はない。
- また、対面による販売の方法等を定めている改正薬事法施行規則の規定は、改正薬事法の委任を受けているとは認められない。
- なお、立法過程、手続き等において、インターネットによる第1類・第2類医薬品の購入者や販売業者の利益の侵害等に対する配慮がなされたかという点も問題。
- したがって、改正薬事法施行規則の規定は、法律の委任なく国民の権利を制限しており違法である。

※ 原告の主な請求は以下のとおりであり、①のみ敗訴となった。

- ① 原告が改正薬事法と改正薬事法施行規則の施行後も、第1類・第2類医薬品のインターネット販売を行う権利を有することについての確認
- ② 第1類・第2類医薬品のインターネット販売を規制した改正薬事法施行規則の規定が無効であることについての確認